

## 質問回答

2015年1月26日

(案件名)「モルドバ国医療機材維持管理改善プロジェクト」

(公示日:2015年1月14日/公示番号:141121)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 14 頁 3. 業務の目的	「医療ケア改善プロジェクト」とあります。「医療機材維持管理改善プロジェクト」と読み替えることで宜しいでしょうか。	「医療機材維持管理改善プロジェクト」が正式名称です。
2	業務指示書 16 ページ 5. 業務の留意事項 (7) カウンターパートの本邦における研修	左記内容の説明の中に、「1 週間ほどの研修を行い」とありますが、日本での滞在期間という理解で宜しいでしょうか。もしくはモルドバからの渡航日も含まれるのでしょうか。	日本での滞在期間(日本での受け入れ期間)とご理解ください。具体的には到着日の翌日から起算し帰国日までで1週間としてください。
3	業務指示書 16 ページ 5. 業務の留意事項 (7) カウンターパートの本邦における研修	左記内容の説明中に、「ガイドラインに沿って「研修実施」「研修監理」にかかる経費、および「研修受入」にかかる業務中本邦における宿舍手配および研修員の国内移動手配にかかる経費を見積もること。」とあります。 宿泊手配、国内移動手配にはそれぞれ宿泊費、交通費を含めるとの理解で宜しいでしょうか。その際、宿泊費については単価、交通費については用いる席のクラス(グリーン、指定席等)の規定はございますでしょうか。	宿泊手配、国内移動手配には宿泊費、交通費を含みます。研修員手当(宿泊費)に関しては、当機構の規定より12,620円/人・日、生活費に関しては3,740円/人・日の見積を願います。 なお、座席指定についてはグリーン車を想定せず、指定席は特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合は見積り計上ください。
4	業務指示書 16 頁	【第2 業務目的・内容に関する事項】5. 業務の留意事項 (9) モニタリング方法「技術協力等モニタリング執務要領」に沿ってモニタリングをとの記載が御座いますが、ご共有頂けます資料がありますでしょうか。データもしくは閲覧での対応の可否をご教示頂けますと幸いです。	共有できる電子データがございますので、必要に応じて当機構人間開発部保健第1チーム(TEL:03-5226-8350)までご連絡ください。

5	<p>業務指示書 21 頁</p> <p>6. 業務の内容 【現地作業】 プロジェクト活動</p> <p>(9) 医療機材管理センター/ユニットの設置基準導入に係るワークショップの開催</p>	<p>他の研修やワークショップについては、会場借上、資料作成に必要な経費を積算する指示があります。当ワークショップについては会場借上、資料作成に必要な経費を積算する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>当ワークショップに関しても、他の研修同様、会場借上、資料作成に必要な経費を積算してください。</p>
6	<p>業務指示書 22 頁</p> <p>6. 業務の内容 【現地作業】 プロジェクト活動</p> <p>(11) 医療機材管理センター/ユニットに必要な資機材の調達</p>	<p>「計上予算を超えて調達する必要がある機材に関しては、コンサルタントからの提案を踏まえ、妥当性を判断した上で JICA が本邦にて調達する」とありますが、計上予算を超えて調達する必要がある機材について、プロポーザルの段階では提示する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>計上予算を超えて調達する必要がある機材に関しては、案件開始後、現場に入ってから必要の有無を判断していただくため、現時点では提示する必要はありません。</p>
7	<p>業務指示書 24 頁</p> <p>7. 成果品等</p> <p>(2) 技術協力成果品/技術協力成果資料</p>	<p>言語、および、部数の指定はございますでしょうか。</p>	<p>言語：英語、モルドバ語 部数：各 8 部</p>
8	<p>該当頁なし (通訳の配置)</p>	<p>モルドバ国の国語はモルドバ(ルーマニア)語、一般に使用する言語はモルドバ語とロシア語であるため、通訳を配置して業務を円滑に推進させて頂きたいと考えております。備上費用を一般業務費に計上し、通訳の配置を図りたいと思いますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>ご提案いただくことは妨げません。</p>
9	<p>該当頁なし (現地秘書の雇用)</p>	<p>コンサルタントによる現地での業務従事体制につきまして、秘書(1名)を雇用のうえ業務を推進させて頂きたいと考えております。また、雇用経費を一般業務費に計上のうえ、雇用を図りたいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。</p>	<p>ご提案いただくことは妨げません。</p>

10	当該頁なし (現地業務用 OA 機器の購入)	現地業務につきまして、パソコン、コピー機やプリンター等の OA 機器の購入について、弊社は現地で法人登録しておらず、JICA 事務所もないため免税措置を受けることは困難であると考えています。これらの OA 機器を免罪措置なし、また、その他プロジェクト執務室の運営費用とともに一般業務費に計上のうえ、プロジェクトの円滑な運用を図りたいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。	プロジェクトの円滑な運用のため、プロジェクト事務所を設置し、そこで、必要なパソコン、コピー機、プリンター等の OA 機器の購入は機材購入費で計上が認められます。ただし、業務従事者が日常的に使用する、パソコン等の計上は認めません。「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照ください。
11	当該頁なし (ドライバ付レンタカーの備上)	現地業務につきまして、本プロジェクトを実施するモルドバ国には貴機構事務所が無く、弊社も現地で法人登録をしておらず、車輛の購入・登録や免税措置を受けることができないため、ドライバ付レンタカーを備上し、同費用および燃油代を運営費用として一般業務費に計上することで、プロジェクトの円滑な運用を図りたいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。	ご提案いただくことは妨げません。

以上